

大人の風しんワクチン接種事業

妊婦と生まれてくる子どもを風しんから守るために、風しんワクチン予防接種の費用助成を行います。妊娠を考えている人や周りに妊婦がいる人は、予防接種で感染を防ぐことが効果的です。

ワクチン名	対象者	助成額
麻しん・風しん混合ワクチン 風しんワクチン	伯耆町民の人で ①妊娠を希望する女性のうち、風しん抗体価の低い人※1) ②妊婦の配偶者（内縁を含む） ③妊婦の同居者※2) ④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い人）の配偶者および同居者（風しん抗体価の低い人）※1)	8,000円 ただし、接種金額が8,000円未満の場合は、その金額が助成額となります。

※1）「風しん抗体価」の検査

①医療機関または保健所にて無料で受けられます。この検査で抗体価が低いという証明を受けていないと、予防接種費用の助成はできません。

※2）居住する空間を同一にする頻度が高いものを含む。

※生活保護受給者は、いずれのワクチンも接種費用の全額を助成します。

※いずれのワクチンも令和8年4月1日から令和9年3月31日までに接種した人が対象となり、医療機関の指定はありません。

申請方法

健康対策課健康増進室または分庁総合窓口課に申請

申請に必要なもの

- ①「風しん抗体価検査証明書」（妊婦の配偶者、同居者以外）⇒医療機関または保健所で発行
- ②領収証および接種済証などワクチン接種費用を確認できるもの
- ③振込先の通帳等

申請期限

令和9年3月31日（水）まで

注意事項

- ・任意予防接種は予防接種法により接種が義務付けられていませんので、接種を受けられる際は、予防接種の効果と副反応をよくご理解いただいたうえで接種を受けてください。



▲伯耆町
ホームページ



問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 **0859-68-5536**

重度障がいの特別医療費受給資格証の送付

重度障がいの特別医療費受給資格証をお持ちの人は、現在お使いの資格証の有効期限が令和8年7月31日となっています。前年中の所得状況によって8月以降も引き続き対象となる人については、7月中旬に新しい受給資格証を送付します。新しい受給資格証は8月1日からご使用ください。

また、所得要件等を満たさず更新とならない人にはお知らせを送付します。

※現在、受給資格証を持っていない人も、前年中の所得によっては対象となる場合がありますので、健康対策課へお問い合わせください。

特別医療対象者

- ◆身体障がい者…身体障害者手帳（1～2級）所持者
 - ◆知的障がい者…療育手帳（A）所持者
 - ◆精神障がい者…精神保健福祉手帳（1級）所持者
- ※所得制限などにより受給できない場合があります。



問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 **0859-68-5536**